

新潟県条例第41号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1)～(3) (略)					(1)～(3) (略)				
(4) 産業労働観光部関係					(4) 産業労働観光部関係				
	対象となる事務	名 称	区分	金 額		対象となる事務	名 称	区分	金 額
(略)					(略)				
13	通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条の規定に基づく <u>全国通訳案内士の登録の申請に対する審査</u>	全国通訳案内士登録申請手数料		(略)	13	通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条の規定に基づく <u>通訳案内士の登録の申請に対する審査</u>	通訳案内士登録申請手数料		(略)
14	通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく <u>全国通訳案内士登録証の訂正</u>	全国通訳案内士登録証訂正手数料		(略)	14	通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく <u>通訳案内士登録証の訂正</u>	通訳案内士登録証訂正手数料		(略)
15	通訳案内士法第24条の規定に基づく <u>全国通訳案内士登録証の再交付の申請に対する審査</u>	全国通訳案内士登録証再交付申請手数料		(略)	15	通訳案内士法第24条の規定に基づく <u>通訳案内士登録証の再交付の申請に対する審査</u>	通訳案内士登録証再交付申請手数料		(略)
(略)					(略)				
(5)～(9) (略)					(5)～(9) (略)				

附 則

この条例は、平成30年1月4日から施行する。